

## H27 年度市町村がん検診登録精密医療機関現況調査概要

資料4

1. 調査目的：市町村がん検診の登録精密医療機関が、登録基準に該当している状況か、情報の変更がないか等を把握して精度の向上を図る。
2. 調査時期：平成27年6月～7月
3. 調査方法：調査票郵送、Faxにて回収
4. 調査項目：市町村がん検診精密検査医療機関の基準、検診機関基本情報
5. 発送及び回収状況

		胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
調査対象機関 (H27年4月現在)		159	34	90	27	24
調査票発送数		158	34	89	27	24
調査回収 内訳	調査票回答	151	31	89	25	24
	辞退医療機関	5	1	※ 1	2	※ 1
	未回答	2	2	0	0	0
結果合計		158	34	90	27	24

### 6. 辞退理由

がん種	辞退理由
胃がん	・消化器内視鏡学会専門医が不在のため
	・患者で検査枠がいっぱいのため
	・件数が少ないため
	・機器老朽化のため
肺がん	・基準を満たしていないため
大腸がん	・大腸内視鏡検査が実施できなくなったため
子宮がん	・登録医師不在のため
乳がん	・常勤医師が不在のため

### 7. 精密検査医療機関の基準

#### <胃がん検診>

胃がん(151機関)	
精密医療機関基準	基準該当機関数
①日本消化器内視鏡学会専門医	77
②胃内視鏡検査実施可	151
③組織診検査実施可	149
④関連学会への出席	82

基準を満たさない・・・ ①、④

### <肺がん検診>

肺がん(31機関)	
精密医療機関基準	基準該当機関数
①気管支鏡による組織・細胞検査が実施可	31
②CTIによる画像診断実施可	31

すべて基準を満たしている。

### <大腸がん検診>

大腸がん(89機関)	
精密医療機関基準	基準該当機関数
①全大腸内視鏡検査実施可	82
②S状結腸内視鏡検査と注腸X線検査の併用可	48
③ ①もしくは②の実施可	87

基準を満たさない・・・ ③

### <子宮がん検診>

子宮がん(25機関)	
精密医療機関基準	基準該当機関数
①コルポスコープ実施可	25
②細胞診検査実施可	25
③組織診検査実施可	23
④日本産婦人学会専門医がいること	24

基準を満たさない・・・ ③、④

## <乳がん検診>

乳がん(24機関)	
精密医療機関基準	基準該当機関数
①超音波検査実施可	23
②マンモグラフィ検査実施可	23
③穿刺吸引細胞診実施可	19
④針生検実施可	19
⑤摘出生検実施可	13
⑥MRI実施可	20
⑦CT実施可	22
⑧ ③、④、⑤のいずれかが実施可	22

基準を満たさない・・・ ①、②、⑥、⑦、⑧

### 8. 今後の受け入れについて

受け入れの考え方	胃	肺	大腸	子宮	乳
1. 精密検査受け入れ増が可	85	15	51	16	7
2. 現状程度でよい	61	15	37	9	16
3. 受け入れ数を少なくしてほしい	3	1	1	0	0

### 9. 文書料の徴収について

文書料	胃	肺	大腸	子宮	乳
1. 徴収している	3	0	0	1	0
2. 徴収していない	147	31	88	9	24

## 市町村がん検診における精密検査医療機関の基準

基本的条件（各がん共通）	その他必要条件
<p>① 確定診断ができること。</p> <p>② 受診者に結果説明ができること。</p> <p>③ 一次検査機関（または読影委員会等）に結果報告を行うこと。</p> <p>④ 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成20年3月31日付厚生労働省健康局長通知 健発第0331058号）」の内容に従えること。</p> <p>⑤ 精密検査結果のフィードバック等、がん検診の精度管理に協力することができること。</p>	<p style="text-align: center;">胃がん</p> <p>① 胃内視鏡検査が実施できること。（新規登録医療機関には日本消化器内視鏡学会認定専門医がいること。）</p> <p>② 組織診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p> <p>③ 関連学会の研修会等に出席すること。</p>
	<p style="text-align: center;">大腸がん</p> <p>① 全大腸内視鏡検査が実施できること。 またはS状結腸内視鏡検査及び注腸エックス線検査（二重造影法による）の併用による検査が実施できること。 ※注腸エックス線検査のみは認められない。</p> <p>② ①の実施にあたっては、十分な精度管理のもと専門の医師により実施できること。</p>
<p>③ 一次検査機関（または読影委員会等）に結果報告を行うこと。</p> <p>④ 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成20年3月31日付厚生労働省健康局長通知 健発第0331058号）」の内容に従えること。</p> <p>⑤ 精密検査結果のフィードバック等、がん検診の精度管理に協力することができること。</p>	<p style="text-align: center;">子宮がん</p> <p>① コルポスコープ検査が実施できること。</p> <p>② 細胞診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p> <p>③ 組織診検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p> <p>④ 日本産婦人科学会専門医がいること。</p>
	<p style="text-align: center;">乳がん</p> <p>① 乳がん診療ガイドラインに則した診療を実施していること。</p> <p>② 一次医療機関のマンモグラフィ検査の結果、カテゴリー3以上の評価を受けた者、自覚症状を有する者などに対して、診断のための専門的な検査が実施できること。</p> <p>③ 超音波検査が実施できること。</p> <p>④ マンモグラフィによる検査が実施できること。</p> <p>⑤ 穿刺吸引細胞診または針生検（マンモトームを含む）または摘出生検が実施できること。（病理診断は外部委託による場合を含む）</p> <p>⑥ MRI・CT検査が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p>
<p style="text-align: center;">肺がん</p>	<p>① CTによる画像診断が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p> <p>② 気管支鏡による組織・細胞検査（診断）が実施できること。（実施可能な他の医療・検査機関への委託可）</p>